

議案第20号

協議項目19 「公共的団体等の取扱い に関すること」

協議項目19 「公共的団体等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。